

令和2年12月3日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、株式会社ニュージェックに対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

総務課長：馬場 清、課長補佐：家老芳明

T E L : 022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社ニュージェック	大阪府大阪市北区本庄東2-3-20

2 指名停止措置期間：令和2年12月3日～令和3年1月2日（1ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

当事務所発注予定の「令和2年度東北地方環境事務所自然公園直轄施設竣工図電子化等検討調査業務」について、落札決定後の辞退により、入札手続きの遅延を生じさせた。このことは著しく信頼関係を損なわせることとなった。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「物品の製造契約、物品の購入契約契約及び請負契約に係る指名停止等要領」（平成30年7月12日付け環境省発第1807124号）（以下「要領」という。）別表2第14号に該当する。

のことから、本件については1ヶ月の指名停止措置を行うものである。

要領 別表第2第14号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 14. 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、請負契約等の相手方として不適正であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内